

帯広市市税等及び水道料金等収納代行業務  
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施理由

この要領は、公募型プロポーザル方式により、広く提案を募集し、適切な事業者を選定するための必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 件名

帯広市市税等及び水道料金等収納代行業務

(2) 目的

帯広市及び帯広市公営企業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び市民等の利便性向上の観点から、コンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という）及びスマートフォン等のアプリを使用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という）における収納業務を委託する。

(3) 委託する業務内容

●以下の科目における収納に関すること

市道民税（普通徴収）

固定資産税・都市計画税

軽自動車税（種別割）

国民健康保険料（普通徴収）

介護保険料（普通徴収）

住宅使用料

住宅駐車場使用料

保育料

水道料金

下水道使用料

※詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 委託契約期間及び本稼働

(ア) 稼働準備期間

令和3年3月29日から令和4年3月31日まで

(イ) 収納事務実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、委託期間満了日の3か月前までに委託者または受託者から相手に対し、文書による委託契約解除についての申し出がない場合には、委託期間を1年間延長するものとし、当該自動更新された期間の更新についても同様とする。

(ウ) 契約について

本委託事業において収納代行業者は、帯広市及び帯広市公営企業とそれぞれ

契約を行うものとする。

### 3 担当部課

帯広市政策推進部税務室収納課

### 4 プロポーザル方式の形式

公募型

### 5 参加資格条件

帯広市市税等及び水道料金等収納代行業務公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 帯広市税（帯広市内に本支店等がある場合）、帯広市水道料金等（帯広市内で水道契約がある場合）及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (4) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 6 年 1 2 月 1 日制定）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 個人情報保護のために必要な措置（ISO27001 やプライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。
- (7) 市税等及び水道料金等の収納サービスを既の実施しており、コンビニ収納及びキャッシュレス決済による収納業務について相当の知識及び経験を有していること。
- (8) コンビニ収納について、セブンイレブン、ローソン、セイコーマートを含む 3 社以上、かつ、キャッシュレス決済においては、スマホアプリ収納提供会社と提携しており、取り扱いが可能であること。

### 6 公募要領の入手方法

帯広市ホームページからダウンロードするか、帯広市政策推進部税務室収納課にて配布。

### 7 参加申込

#### (1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）
- ②自治体契約実績が分かる資料（過去 5 年間の間で実施したものに限る）
- ③帯広市税完納証明（帯広市内に本支店等がある場合）、帯広市水道料金納入証明書（帯広市内で水道契約がある場合）及び納税証明書（消費税及び地方消費税に関する）

るもの。ただし、非課税法人については、その旨を記載する法人の長の文書を添付すること)

- ④過去3カ年の決算書類
- ⑤事業者の業務概要がわかる資料
- ⑥5(6)の要件を満たすことを示す書類等

(2) 提出方法

帯広市政策推進部税務室収納課へ持参又は郵送の上、提出する。

(3) 提出期限

令和3年3月10日(水) 午後5時30分(必着)

(4) 参加資格の有無の確認結果

参加資格の確認結果については、資格の有無にかかわらず各参加申込者に通知する。

(5) 提出先

帯広市政策推進部税務室収納課

## 8 企画提案書の内容及び作成・提出方法

(1) 提出書類

①企画提案書(任意様式)

提案書の提出については、次のとおりとする

(ア) 審査は匿名で行うため提案書の中に社名が判別できる表記をしないこと

②見積書

見積書作成については以下の点に留意すること

(ア) 市税等と水道料金等を分けて見積書を作成すること

(イ) 見積金額は、【初期導入費用(契約事務手数料及びデータ伝送に係る登録料)・月額基本手数料・収納(確報データに基づく)1件あたりの手数料】を記載すること

No	提案項目	提案内容
1	受託実績	・市税・水道料金等のコンビニ及びスマホアプリ収納業務受託実績
2	運用	・提携コンビニ及び提携スマホアプリの種類 ・収納データ転送に係る通信方法 ・収納スケジュール(速報、確報、入金日スケジュール) ・収納データの取得方法及び保有期間
3	業務体制	・収納業務への取組方針及び執行体制 ・導入に係る支援体制、導入後におけるサポート体制 ・通常及び緊急時の連絡体制等

4	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保障のための保険加入状況、その他保証対策）</li> <li>・コンビニ本部、キャッシュレス決済事業者における収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保障のための保険加入状況、その他保証対策）</li> </ul>
5	個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報セキュリティ対策（取組状況等）</li> <li>・コンビニ本部、キャッシュレス決済事業者の個人情報保護、セキュリティ対策（取組状況等）</li> </ul>
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、特にアピールできる事項</li> </ul>

(2) 提出方法

帯広市政策推進部税務室収納課へ持参又は郵送の上、提出する。

(3) 提出期限

令和3年3月24日（水）午後5時30分（必着）

(4) 提出部数

ア 紙媒体

正本1部、副本9部とする（A4サイズ用の紙を用いること。A3を織り込むことは可）。

ただし、実績を証明する資料については社名が判別できる表記をした上で、紙媒体の正本のみに添付すること。

(5) 提出先

帯広市政策推進部税務室収納課

9 説明会

開催しない。

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和3年3月11日（木）～17日（水）

(2) 提出方法

質問票（様式）により電子メール又はFAXいずれかの方法により帯広市政策推進部税務室収納課に提出するもの。

(3) 回答方法等

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、電子メール又はFAXいずれかの方法により回答する。なお、回答は質問者を含めたすべての参加申込者に知らせるとともに、帯広市ホームページに回答内容を公表する。

(4) 提出先

帯広市政策推進部税務室収納課

1.1 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、帯広市市税等及び水道料金等収納代行業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出したもののの中から、企画提案書の内容を総合的に勘案した上で、別紙で示す「帯広市市税等及び水道料金等収納代行業務公募型プロポーザル評価基準表」に基づき、委員会の委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の合計が最も高いものを事業者として特定する。なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、次の順で比較し、順位を決定する。

ア 運用に関する項目の各委員の評価点の合計

イ 業務体制に関する項目の各委員の評価点の合計

ウ 安全管理に関する項目の各委員の評価点の合計

(2) 審査項目及び審査基準

企画提案書により、次の審査項目について、別紙で示す「帯広市市税等及び水道料金等収納代行業務公募型プロポーザル評価基準表」に基づき審査する。

No	評価項目	評価内容
1	提案者に関する項目	・自治体取扱実績
2	運用に関する項目	・提携コンビニストアチェーンの種類 ・提携スマホアプリの種類 ・収納データの伝送方式 ・収納データ提供スケジュール ・収納金入金スケジュール ・収納データ取得方法、取得可能期間
3	業務体制に関する項目	・協力、支援体制 ・緊急時の対応
4	安全管理に関する項目	・収納金の保護対策状況
5	個人情報に関する項目	・個人情報保護に関すること ・セキュリティの業務体制に関すること
6	その他に関する項目	・特にアピールできる事項
7	費用に関する項目	・初期導入費用、月額基本手数料、収納（確報データに基づく）1件あたりの手数料に関すること

(3) 選定結果の通知

選定結果は採否に関わらずすべての企画提案書の提出者に通知する。

## 1.2 ヒアリングの実施

本プロポーザルにおいては、ヒアリング等は行わず書類審査のみとなります。

## 1.3 スケジュール

令和3年3月5日（金）	案件公表、提案者公募
令和3年3月10日（水）	参加申込書提出期限
令和3年3月11日（木）	参加資格決定、通知
令和3年3月17日（水）	質問書提出期限
令和3年3月24日（水）	企画提案書提出期限
令和3年3月25日（木）	企画提案書審査結果通知
令和3年3月29日（月）	契約締結

## 1.4 留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合又は他社の代理をした場合（ただし、協力事業者等が複数の企画提案に含まれている場合はこの限りではない。）
- キ その他、本市担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

### (2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字・脱字の修正等、軽微なものを除く）。

### (3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

### (4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

### (5) 実施要領への同意

提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

## 1.5 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は帯広市情報公開条例(平成12年条例第1号)に基づく情報公開請求の対象となる。

#### 1.6 契約に関する基本事項

特定された事業候補者と具体的な事業内容を協議した上で、随意契約により、収納代行業務の委託契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

#### 1.7 遵守事項

業務を遂行するにあたっては、帯広市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

#### 1.8 問合せ先

帯広市政策推進部税務室収納課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所本庁舎2階

電話番号 0155-65-4125 FAX 番号 0155-23-0154

Eメール [tax\\_collect@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:tax_collect@city.obihiro.hokkaido.jp)